

障がいのある学生への修学支援について

東洋学園大学
学生支援センター

2019年9月

※当文書は、法令改正、支援方法等に変更が生じた場合、適宜改定されます。

1. 障がいのある学生への修学支援への取り組み

東洋学園大学は、「障がいのある学生の支援に関する基本方針」に掲げる通り、全ての学生の人権と個性を尊重し、互いに助け合い、学生の学びの機会が、障がいの有無により分け隔てられることのないよう全学的な支援に努めるとともに、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。

また、障がいのある学生の自立と社会参画を支援するとともに、不当な差別的取扱いを行わず、大学として可能な合理的配慮を学生に提供するものとします。

1-1. 障がい

障害者基本法第2条第1号は、障がいを、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害含む）その他の心身の機能に障がいを有し、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活を営むうえで相当の制限をうける状態に在ることと定義しています。

1-2. 不当な差別的取扱い

正当な理由なく、障がいを理由として、各種サービスや機会の提供を拒否したり、あるいは制限を加えたり、又は障がいがないとされる者に対しては付さない条件を付すなど、障がいのある者の権利、利益を侵害することをいいます。

なお、障がいのある者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置を講ずることは、不当な差別的取扱いにはあたりません。

1-3. 合理的配慮

障害者の権利に関する条約第2条は、合理的配慮を、障がいのある者が他の者と平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義しています。

同条約は、合理的配慮は、障がいのある者が受ける制限は、障がいのみ起因するもの

ではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を基にしています。本学では、この考えを踏まえ、障がいのある学生から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がなされた場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいの状況に応じ、必要かつ合理的な配慮を個別に提供するよう努めます。

なお、合理的配慮は、実際の修学が継続して可能と認められる学生に対し提供されます。

1-4. 社会的障壁

障害者基本法第2条第2号は、社会的障壁を、障がいのある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいうと定義しています。

事物	移動や利用がしにくい施設、設備等
制度	障がいを理由として加入や参加を拒む規定等
慣行	前例がない等の理由による対応や拒絶等
観念	障がいに対する偏見等

2. 支援の対象となる学生

東洋学園大学に学ぶ全ての学生もしくは本学に入学を希望する方で、障がいにより修学に相応の制限が生じている学生とします。

なお、本学に入学を希望する方についての支援は、以下に準じて行われます。

3. 支援の範囲

授業や実習、試験、学校・学生行事、就職、その他学生生活などで、大学が支援の必要性を認め、かつ提供が可能な範囲とします。

4. 支援の手続き

学生支援センター（保健室、学生相談室、学生支援課）に申し出ていただきます。

担当者が話を聞いたうえで、本人に申請に必要な書類を渡します。

一連の支援の手続きは、情報アクセシビリティに考慮のうえ、当該学生のプライバシーに配慮しつつ行われます。

5. 修学支援内容の決定プロセス

本人と面談を行い、困難さを感じている事項や修学上の要望などを聞き取ります。

申請・面談内容に基づき、学生支援センターの担当者は学生の修学機会の確保に努め、環境調整、情報保証、コミュニケーション上の配慮、公正な授業の実施並びに評価等の各観点から支援計画レポートを作成します。

支援計画レポートを作成するにあたっては、本人や保証人が打ち合わせに同席することもできます。また、必要に応じて、各部局の方たちとも話し合います。

本人には支援内容についての説明を行い、同意を得たうえで支援内容を決定します。同意が得られた支援内容は、合理的配慮要請書に纏め、本人が同意する開示対象教職員に配布されます。

なお、支援内容については、必ずしも本人の要望に応えられないことがあります。

6. 支援内容の見直し

修学中の困難さの程度は、本人の諸力の向上や支援内容の適否、授業の内容等により変化することがありますので、原則として、学期毎に支援内容の見直しを行います。

支援開始後、学生支援センターの担当者と本人は、支援内容の成果や課題を確認しながら、今後の支援のための相談を行います。

見直された合理的配慮要請書は、前掲同様、本人が同意する開示対象教職員に配布されます。

7. 情報公開

障がいのある学生の受け入れ姿勢、支援体制、支援プロセス等、広く情報の公開に努めます。

※参考

「障害者基本法の一部を改正する法律」2011年8月5日公布・施行

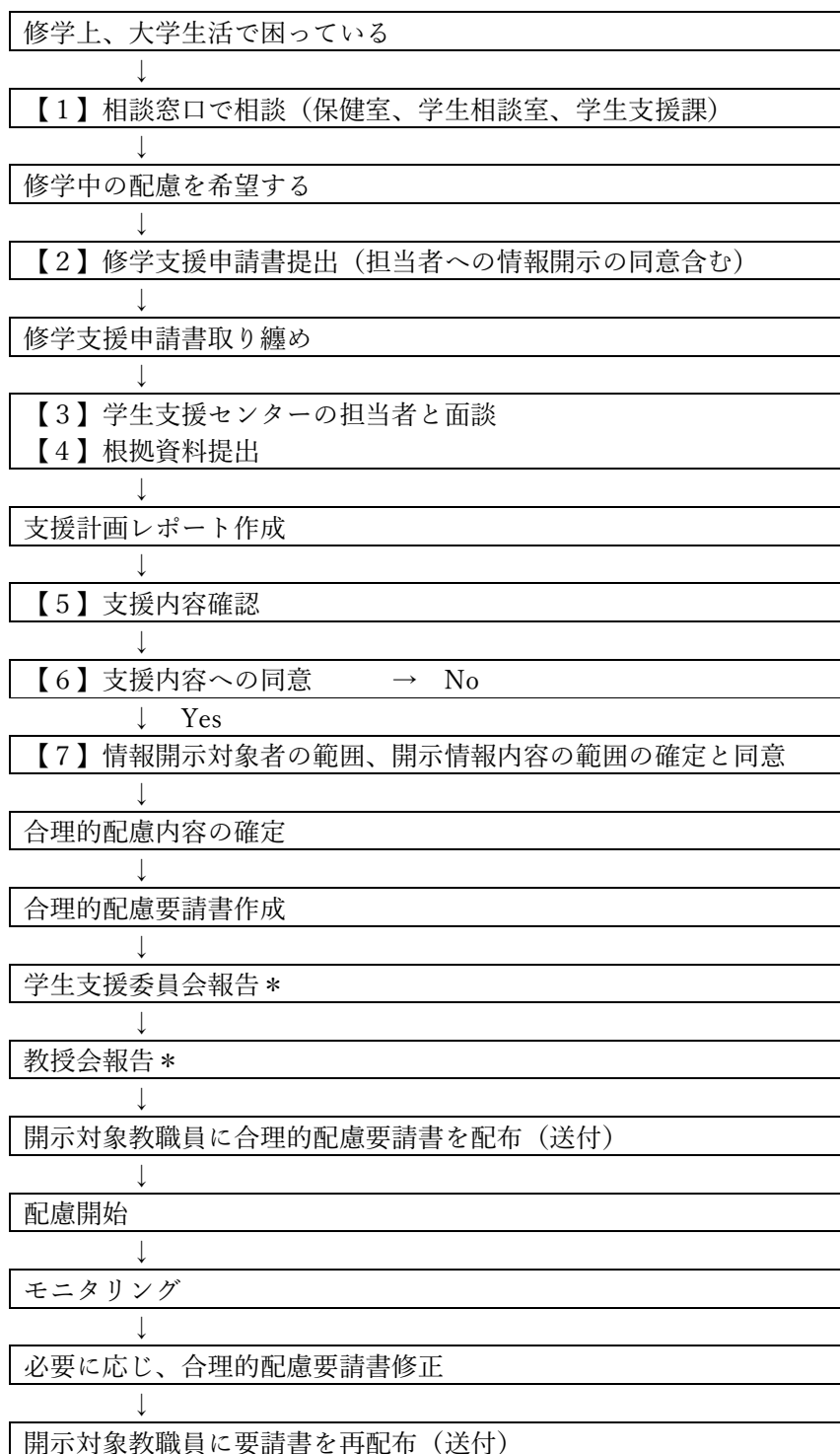
「障害者権利条約」2014年1月20日批准書寄託、同年2月19日発効

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」2016年4月1日施行

「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」2018年10月1日施行

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（通知）」平成27年文部科学省告示第180号（2016年4月1日より適用）

支援の流れ



*合理的配慮要請書の配布（送付）は、学生支援委員会または教授会報告前に行われることがあります。